

関内地区都市景観協議地区

(変更の原案)

令和4年8月 横浜市都市整備局

目次

第1	都市景観協議地区の名称	p1
第2	都市景観協議地区の位置及び区域	p1
第3	魅力ある都市景観を創造するための方針	
1	関内地区全域の方針	p1
2	地区別の方針	p1
第4	都市景観形成行為	p3
第5	特定都市景観形成行為	p3
第6	行為指針	
1	関内地区全域の行為指針	p4
2	地区別の行為指針	
	(1) 山下町特定地区	p8
	(2) 馬車道周辺特定地区	p10
	(3) 日本大通り特定地区	p11
	(4) 関内駅前特定地区	p11
	(5) 北仲通り北特定地区	p11
	(6) 北仲通り南特定地区	p15
	(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区	p15
	(8) 海岸通り準特定地区	p16
	(9) 関内中央準特定地区	p16
	(10) 吉浜町周辺準特定地区	p16
	(11) 関内西準特定地区	p16

第1 都市景観協議地区の名称

関内地区都市景観協議地区

第2 都市景観協議地区の位置及び区域

都市景観協議地区図1に示す区域とする。

第3 魅力ある都市景観を創造するための方針

1 関内地区全域の方針

関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。

馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。

このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。

- I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る
- II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る
- III 開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら新しい文化を生み出す街を創る
- IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る

2 地区別の方針

関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。

(1) 山下町特定地区

開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を生かし、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや横浜中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みを形成する。

(2) 馬車道周辺特定地区

開港以来の馬車道の歴史や文化を物語る資源を大切にし、個性的でゆとりと賑わいのある街並みを形成する。

(3) 日本大通り特定地区

開港の歴史を象徴した、横浜を代表する格調の高い歴史的景観と港への開放的な通景空間を形成し、横浜の顔にふさわしい業務、観光・文化機能の集積を推進する。

(4) 関内駅前特定地区

開港以来横浜の発展をけん引してきた地区としての歴史性を継承し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成する。

(5) 北仲通り北特定地区

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい21地区の結節点としてふさわしい街並みを形成するため、次の事項の実現を図る。

ア 地区の特徴である水際空間と歴史的な建造物を生かし、魅力と賑わいのある歩行者空間を創出する。

イ 関内地区とみなとみらい21地区との結節点として、横浜の新しい都市景観を創出する。

ウ タウンマネージメントを通し、環境への配慮や、賑わいの創出など持続的な都心臨海部の魅力づくりを図る。

(6) 北仲通り南特定地区

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい21地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

開港の歴史を伝える波止場としての歴史的景観と大さん橋ふ頭の横浜の玄関口としてふさわしい景観を形成する。

(8) 海岸通り準特定地区

港町として栄えた歴史を伝える歴史的建造物と調和した落ち着いた景観を形成する。

(9) 関内中央準特定地区

関内地区の中央付近に位置し、小規模な飲食店等が連なる現在の賑わいや街並みを伸長し、他の地区にはない個性的な街並みを形成する。

(10) 吉浜町周辺準特定地区

関内地区の玄関口としての魅力ある景観を創出し、山手の丘などからの魅力ある眺望景観を形成する。

(11) 関内西準特定地区

活気と賑わいのある景観を創出し、大岡川と調和した街並みを形成する。

(12) 山下公園

港に面した臨海公園という性格と、山下公園通りと接するなど歴史的景観を有する特徴を生かし、市民に親しまれる良好な景観を形成する公園とする。

(13) 横浜公園

開港当時の歴史と、日本大通りに隣接する関内地区の中心という立地を生かして、横浜を代表する良好な景観を形成する公園とする。

第4 都市景観形成行為

次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの
- (3) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の最上部の高さが地盤面から45mを超えるものの新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (4) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の最上部の高さが地盤面から45mを超えるものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のもの
- (5) 屋上看板、壁面看板、そで看板又は広告塔及び広告板の屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件（自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出する物件で、表示面積の合計が10平方メートル（景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画のうち、関内地区において、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項について、別に面積（10平方メートル未満に限る。）を定めている場合は、当該面積）以内のものを除く。）の設置
- (6) 特定照明（都市景観協議地区図4に示す歴史的建造物について行うものに限る。）

第5 特定都市景観形成行為

次に掲げる行為を特定都市景観形成行為とする。

- (1) 高さが45mを超える建築物の新築又は移転
- (2) 建築物の高さが45mを超える部分の増築又は改築（外観の変更を伴わないものは除く。）若しくは外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が建築物全体の見付面積の過半のもの
- (3) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の最上部の高さが地盤面から45mを超えるものの新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (4) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の最上部の高さが地盤面から45mを超えるものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が工作物全体の見付面積の過半のもの

第6 行為指針

1 関内地区全域の行為指針

(1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。

ア ゆとりある歩行者空間の創出

(ア) 壁面後退が規定されている敷地では、ゆとりある歩行者空間を創出するため、歩道状空地を設ける。

(イ) 交差点に接する角地においては、ゆとりある歩行者空間を整備する。

イ 歩行者空間のしつらえの工夫

(ア) 歩道状空地の隣地境界部では連続性を確保する。

(イ) 歩道状空地を歩道等と一体に利用できるしつらえにする。

(ウ) 歩道状空地を歩道と一体的にデザインする。

(2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。

ア 都市景観協議地区図2に示す「歩行者ネットワーク街路」に面する建築物における、低層部のしつらえの工夫による賑わいの創出

(ア) 「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する建築物の低層部や空地には、通りの賑わいを創出するため、楽しい活動や多様な機能を配置する。特に「商業のネットワーク街路」に面する敷地の場合は、積極的に賑わいを形成する。

(イ) 「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する建築物の低層部に楽しい活動や多様な機能を配置する場合は、室内の様子がうかがえる形態意匠にする。

(ウ) 建築物の前面の空間が魅力的に利用されるよう、低層部と外構をデザインする。

イ 「歩行者ネットワーク街路」に面する敷地における、特に配慮が必要な要素の配置やデザインの工夫

(ア) 住宅用途を設ける場合は、通りの賑わいを分断しないよう、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。

(イ) 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう配置、デザインを工夫する。

(ウ) 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。

(エ) 商業・業務用途を設ける場合は、短時間利用のための駐輪スペースを確保し、通りの賑わいや通行を阻害しないように配置、デザインする。

(3) 人々に交流を促す快適な広場状空地を創出する。

ア 誰でも気軽に利用できる場の提供

(ア) 交差点に接する角地には、ゆとりある空間を創出し、低層部や外構をデザインする。

(イ) 街角には休み、憩える場を創出する。

(ウ) 歴史的建造物や港などを望める位置には、憩える場を創出する。

(エ) 屋内外の広場状空地には、モニュメントなどを展示する。

イ 敷地内での新しい回遊ルートの創出

敷地内や屋内に、通り抜けができる敷地内空地を創出し、新しい回遊ルートを創造する。

ウ バス停などの付近におけるゆとりある空間の創出

バス停や鉄道駅付近の敷地には、広場状空地を整備し、ゆとりある空間を創出する。

(4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。

ア 敷地内の緑化

(ア) 街路樹などの公共空間の緑を補完し、多様なスケールの緑を創出する。

(イ) 通りの演出として、店先や壁面、屋上の緑化を心がける。

イ 水際の親水性の向上

都市景観協議地区図2に示す「水際の親水性が求められる部分」では、親水性が向上するよう工夫する。

(5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。

ア 関内地区らしい街並みの継承による親密な空間の創出

(ア) 街並みの連続性を創出するよう、建築物の31m以下の部分のデザインを工夫する。

(イ) 歩行者が親しみを持てる空間を創出するため、建築物の低層部と中低層部のファサードを分節する。

(ウ) 関内地区の街並みに調和する色彩を用いる。

(エ) 関内地区らしい街並みを維持・創出するため、既存の建築物をリフォームして使い続ける。

(オ) 壁面に取り付ける照明器具は、適度な光量にし、落ち着いた照明になるよう工夫する。

イ 親密な空間の創出

(ア) 日よけなどの備品の設置により、親密な空間を創出する。

(イ) 多様な種類の植栽方法により、憩いの空間を創出する。

ウ 賑わいの連続性の創出

(ア) 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう配置、デザインを工夫する。

(イ) 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。

(ウ) 商業・業務用途を設ける場合は、短時間利用のための駐輪スペースを確保し、通りの賑わいや通行を阻害しないよう、配置、デザインを工夫する。

(エ) 建築物の低層部には、通りに賑わいを創出するよう、楽しい活動や多様な機能を配置する。

(オ) 建築物の低層部に商業用途を設ける場合は、室内の様子がうかがえるよう、デザインを工夫する。

(カ) 建築物の前面の空間が利用されるよう、低層部と外構をデザインする。

エ 関内地区にふさわしい共同住宅の創出

(ア) 住宅用途を設ける場合は、関内地区の街並みに調和した都心型住宅を創る。

(イ) 住宅用途を設ける場合は、賑わいを分断しないよう、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。

(ウ) 高さが31mを超える住宅用途の建築物は、圧迫感のない街並みを形成するため、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。

オ 都市景観協議地区図3に示す歴史的建造物や港への「見通し景観」の演出による通りの個性の創出

(ア) 眺望対象への見通しを阻害しないよう建築物や工作物、植栽等を配置する。

(イ) 眺望対象が引き立つような建築物のデザインにする。

- (ウ) 夜間の見通しを演出する。
- (エ) 「見通し景観」を魅力的に演出するよう、屋外広告物のデザインを工夫する。
- (オ) 歴史的建造物や港への見通しを楽しめるよう、本町通りの交差点付近の空間を創出する。
- (カ) 「見通し景観」を魅力的に演出するよう、街路や公園等の公共空間のデザインを工夫する。

(6) ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす。

ア 歴史的建造物の保全活用

歴史的建造物や土木遺構を保全し活用する。

イ 歴史的建造物を引き立たせる工夫

- (ア) 歴史的建造物の敷地内に増築する場合は、歴史的建造物が引き立つよう、デザインを工夫する。
- (イ) 都市景観協議地区図4に示す「歴史的景観の形成を目指す部分」の建築物のデザインは、歴史的建造物と調和させる。
- (ウ) 歴史的建造物の特徴を生かしたライトアップなどにより、街並みを演出する。

ウ 開港の歴史の発信

敷地の持つ歴史や物語を表現する。

(7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。

ア 高さ31mを超える建築物等による歩行者への圧迫感の軽減

街並みにおける建築物等の圧迫感を軽減するため、分節化するなど建築物等の高層部のデザインを工夫する。

イ 高さ31mを超える建築物等による眺望景観の演出

- (ア) 都市景観協議地区図3に示す「眺望の視点場」からの眺望を保全・創造するよう、建築物等を配置する。
- (イ) 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、建築物等の頭頂部のデザインを工夫する。
- (ウ) 関内地区の街並みに調和するよう、建築物等の中層部、高層部のデザインを工夫する。
- (エ) 隣接する地区やゾーンとの高さ制限の差が大きい敷地においては、建築物等の当該高低差となる部分は、周辺の街並みに調和するよう配慮する。
- (オ) 高さが31mを超える中層、高層の住宅用途の建築物は、圧迫感のない街並みを形成するため、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。

(8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。

ア 都市景観協議地区図3に示す「眺望の視点場」から望める位置にある敷地における建築物等の演出

- (ア) 眺望景観の魅力を高めるよう、建築物等の壁面の向きや幅、形態、色彩等のデザインを工夫する。
- (イ) 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。
- (ウ) 関内地区の街並みに調和するよう、建築物等の中層部、高層部のデザインを工夫する。
- (エ) 秩序ある広告景観を創出する。

イ 都市景観協議地区図3に示す横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出

- (ア) 前景エリアの建築物等は、「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象を望めるよう、デザインを工夫する。
- (イ) 前景エリアの建築物等は、頭頂部のデザインを工夫する。
- (ウ) 前景エリアの建築物等は、港からの魅力的な眺望景観や歴史的景観に調和するデザインにする。
- (エ) 後景エリアの建築物等は、頭頂部のデザインを工夫する。
- (オ) 後景エリアの建築物等は、眺望対象が引き立つよう、デザインを工夫する。
- (カ) 後景エリアでは、横浜三塔への魅力的な眺望を形成するよう秩序ある広告景観を形成する。

(9) 関内地区の新しい魅力を創造する。

ア 文化芸術創造活動の奨励

- (ア) 新たな用途を誘導したり、新しい空間価値を創造する。
- (イ) 文化芸術創造活動を行えるスペースを用意し、活用する。

イ 地区や通りごとの個性の創出

- (ア) 地区や通りごとに独自の景観を創造する。
- (イ) 地区や通りごとに独自の景観を創り出す活動を行う。

ウ 夜間景観の形成

- (ア) 不快な照明環境を創出しない。
- (イ) 都市景観協議地区図3に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観を魅力的に演出する。
- (ウ) 都市景観協議地区図3に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観が魅力的になるよう、屋外広告物の照明をデザインする。
- (エ) 夜間の横浜三塔への眺望景観を魅力的に演出する。
- (オ) 日常的な落ち着きのある夜間の街路景観を演出するとともに、催事等における特別な夜間の演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある夜間景観とする。
- (カ) ライトアップを実施している周囲では、ライトアップと調和した照明環境を創出する。
- (キ) 夜間の賑わいを創出するよう、室内から漏れる光を意識して、ファサードのデザインを工夫する。
- (ク) 歩く楽しさを感じられる配置や配光にする。
- (ケ) 広場状空地の特徴に応じて夜間照明のデザインを工夫する。
- (コ) 水際の夜間景観を演出する。
- (サ) 自動販売機を設置する場合は、街並みとの調和に配慮し、照明は最小限にする。
- (シ) 地上駐車場には、落ち着いた照明を用いる。
- (ス) 夜間の広告景観を演出する。

(10) 秩序ある広告景観を形成する。

ア 良好な景観、日常的な落ち着きのある街並みの創出

- (ア) 魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出するとともに、催事等における特別な演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある広告景観とする。
- (イ) 大きな音を出すなど、まちの雰囲気を変えないようにする。

イ 魅力ある広告景観の創出

質の高い広告景観を創造する。

2 地区別の行為指針

関内地区全域の行為指針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。

(1) 山下町特定地区

ア 山下公園通りゾーン

- (ア) 山下公園通りの個性であるレンガ調や御影石調などの重厚感のある街並みと、イチョウ並木に沿ったゆとりと品格のある空間を形成する。また、大さん橋通りに面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。
- (イ) 集客性、公共性の高い機能の集積を図り、地区の格調を高め活力と賑わいを創出する観光・文化、商業・業務の機能の導入を推進し、歴史的な街並みにふさわしい賑わいを創出する。
- (ウ) 港からの品格のある眺望景観を形成する。
- (エ) 山下公園通りは、山下公園や港、歴史ある格調高い街並み、イチョウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。
- (オ) 都市景観協議地区図3に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- (カ) 屋外広告物は、山下公園通りの歴史的景観を考慮し、山下公園から見た景観や通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものにする。特に、山下公園通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、文字数や文字色を最小限にするなど、形態意匠に十分配慮したものにする。また、都市景観協議地区図3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、形態意匠にする。

イ 水町通り及び海岸教会通りゾーン

- (ア) 公共性の高い機能が集積する山下公園通りと、業務機能の集積を図る本町通り、歴史的な風格のある日本大通りなど特徴的な通りの間をつなぐゾーンとして、飲食店や専門店等を備えた機能の導入を推進し、人々の滞留・回遊と賑わいを創出する。
- (イ) 敷地割が小さく路地的な雰囲気をかもし出す特徴を伸長し、道路空間を十分に活用した空間整備を図り、親密で賑わいのある街並みを形成する。また、大さん橋通りに面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。
- (ウ) 中層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- (エ) 都市景観協議地区図3に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- (オ) 屋外広告物は、当該ゾーンが山下公園通りゾーンに接するため、山下公園通りからの景観に配慮し、かつ、水町通り又は海岸教会通りの幅員規模や街並みに調和した規模、位置、デザインにする。また、都市景観協議地区図3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。

ウ 本町通りゾーン

- (ア) 関内地区の横方向の主軸として、歩道状空地や広場状空地を多く配置し、建築物の低層部にゆとりと賑わいのある空間と中低層、中層の建築物が連続した街並みを創出する。また、大さん橋通りに面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。
- (イ) 官公庁や事務所が多く立地する日本大通りとの結びつきを強めるため、事務所機能を充実させる。また、建築物の低層部を中心に商業・観光、文化芸術創造機能を強化する。
- (ウ) 港や山下公園へ抜ける「見通し景観」を演出し、水辺を身近に感じられる潤いのある環境を創出する。
- (エ) 中層、高層の建築物は、港や山手の丘からの魅力と品格のある眺望景観を創出する。
- (オ) 都市景観協議地区図3に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- (カ) 屋外広告物は、関内地区の軸線となる本町通りの魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。また、都市景観協議地区図3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。

エ 中華街中央ゾーン

- (ア) 横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が多く立ち並び、他の地域にはない異文化交流を体験でき、鮮烈な色彩や躍動感のある意匠の見られる独特の活気と賑わいのある街並みを形成する。
- (イ) 都市景観協議地区図5に示す「中華街賑わい形成街路」沿いでは、個性的で賑わいの溢れる機能の連続と集積を継承する。
- (ウ) 中層の建築物は、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。
- (エ) 屋外広告物は、中華街中央ゾーンの魅力ある景観の演出を図り、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものにする。

オ 中華街北辺ゾーン

- (ア) 強烈な個性と活気のある中華街中央ゾーンの街並みと融和し、路地的な雰囲気と賑わいの連続性を創出する。
- (イ) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を導入し、都市景観協議地区図5に示す「中華街賑わい形成街路」沿いでは、横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が立地する、活気と賑わいのある街並みを形成する。
- (ウ) 中層の建築物は、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。
- (エ) 屋外広告物は、近接する中華街中央ゾーンと調和した、魅力ある景観の演出を図るものにする。

カ 中華街南辺ゾーン

- (ア) 中華街中央ゾーンや元町の街並みと融和し、石川町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、連続した賑わいを創出する。
- (イ) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を導入し、都市景観協議地区図5に示す「中華街賑わい形成街路」沿いでは、横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店

- が立地する、活気と賑わいのある街並みを形成する。
- (ウ) 堀川や元町との関わりを強め、それらとの結節点としての役割を担うゾーンとして、空間を形成する。
 - (エ) 中層の建築物は、山手の丘や堀川の対岸からの品格のある眺望景観を創出する。
 - (オ) 屋外広告物は、近接する中華街中央ゾーンと調和した、魅力ある景観の演出を図り、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものにする。

キ 大さん橋通りゾーン

- (ア) 横浜公園や日本大通り特定地区に面するゾーンとして、賑わいの連続性を創出し、風格ある街並みを形成する。
- (イ) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を備えた街並みを形成する。
- (ウ) 中層の建築物は、横浜公園や日本大通り特定地区、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。
- (エ) 屋外広告物は、横浜公園及び日本大通り特定地区の景観と調和した落ち着いたものにし、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものにする。

(2) 馬車道周辺特定地区

- ア 馬車道周辺特定地区の歴史的・文化的資源を大切にし、赤レンガをイメージする茶系や、白系、黒系を基調にした個性的で魅力ある街並みを形成する。
- イ 開港の歴史・文化を大切にするとともに 賑わいのある、人に優しいまちを創る。
- ウ 馬車道沿いの建築物の1・2階部分（その他の道路沿いでは1階部分）は、物販、飲食、サービス店舗等の賑わいのある機能の導入を推進する。業務型店舗（例として銀行、証券・保険会社など）、一般事務所及び住宅の機能は、馬車道沿いでは3階以上、その他の道路沿いでは2階以上に設ける。
- エ 歴史的・文化的資源を擁する馬車道周辺特定地区の街並みにふさわしくない機能の立地は避ける。（例として工場、流通倉庫、ガソリンスタンド、ワンルームマンション、風俗営業等の施設など）
- オ 文化芸術創造関連の機能の集積を図り、新たな文化を発信する。
- カ 中層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- キ 馬車道では、馬車道の個性を生かし、質の高い商店街にふさわしいゆとりある歩行者空間を有する街路空間を形成する。
- ク 都市景観協議地区図3に示す「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- ケ 屋外広告物は、開港の歴史と文化を伝える馬車道の街並みに調和するよう工夫するものとする。特に、馬車道に面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、原色を用いず、文字数や文字色を最小限にしたデザインにするなど、建築物やモールのデザインと調和した馬車道の個性に配慮したものにする。また、都市景観協議地区図3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。

(3) 日本大通り特定地区

- ア 広幅員の街路とイチョウ並木、開港の歴史を伝える歴史的建造物によって構成される横浜を代表する格調の高い空間と、御影石やスクラッチタイルを基調にした歴史的景観に調和した街並みを形成する。また、開港広場や海岸教会に面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。
- イ 日本大通り沿いでは、ゆとりある街路空間と港への開放的な通景空間を形成する。
- ウ 日本大通り特定地区の格調及び来街者の利便性を高める業務機能や観光・文化機能の導入を推進し、賑わいのある街並みを形成する。特に事務所、店舗、劇場、博物館、美術館、図書館、大学等の機能を積極的に導入する。
- エ 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- オ 日本大通りでは、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みと、イチョウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。
- カ 屋外広告物は、日本大通り特定地区の歴史的景観を考慮し、港から見た景観や日本大通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものにする。特に、日本大通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、文字数や文字色を最小限にするなど、デザインに十分配慮したものにする。また、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。

(4) 関内駅前特定地区

- ア 周囲の街並みと調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格や、商業機能等による活気と賑わいのある空間を形成する。
- イ 大通り公園から横浜公園、さらに海沿いへとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間を形成する。
- ウ 関内駅前特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。
- エ 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- オ 関内駅南口では、関内地区の玄関口としての風格とゆとりある街路空間を形成する。
- カ 屋外広告物は、関内駅南口及びみなと大通りに面して魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。

(5) 北仲通り北特定地区

- ア 港町の歴史を伝える歴史的建造物を保全活用し、それらと調和する新しい街並みの創出
 - (ア) 生糸の物流拠点として重要な役割を果たしていた倉庫群の歴史的価値を継承するため、次の工夫をする。
 - a 帝蚕事務所ビルの保全や、帝蚕倉庫B号棟の保全又は概ね同位置への帝蚕倉庫C号棟の曳屋などにより保全し、活用する。
 - b 概ね帝蚕倉庫B号棟及び帝蚕倉庫C号棟に囲まれた位置において、かつての倉庫群の歴史を伝える空間を創出する。

- c 帝蚕倉庫B号棟及び帝蚕倉庫C号棟に囲まれた空間に面する建築物の外壁は、同C号棟の外壁のレンガ柱の幅及びスパンの位置や、レンガ柱上部のオーナメント、コーニスなどについて復元を行い、復元するレンガ柱には、帝蚕倉庫のレンガの積極的な活用を図る。
 - d 帝蚕倉庫C号棟の外壁の復元部分の上部に大屋根を設けるなど、当該復元部分と、超高層部分などの他の部分との明確な区分となる工夫をする。
- (イ) 歴史的建造物の価値を継承するため、次の工夫をする。
- a 水際線にある歴史的護岸の復元など、港に隣接し発展した当地区の歴史を継承する。
 - b 万国橋ビルのファサード等の復元など、馬車道から連続する万国橋通りの歴史を継承する。
 - c 試験灯台の復元や、灯台設計者のRHブラントン (Richard Henry Brunton) を顕彰する機能の導入、産業遺構である荷揚げクレーンの保全活用など、港にゆかりのある歴史を継承する。
- (ウ) 歴史的な造形や意匠を用いてデザインする場合は、忠実に復元を行う。

イ ゆとりある歩行者空間と魅力ある水際空間の形成と、賑わいのある街並みの創出

- (ア) 誰もが自由に利用できる、多様な魅力を持った空間を創出する。
- a 都市景観協議地区図7に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」は、多様な魅力を持つ連続した歩行者空間を形成する。
 - b 都市景観協議地区図7に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」は、スロープや点字ブロックなど、だれもが安心して通行できるようユニバーサルデザインに配慮した空間とし、質の高い統一感のあるデザインとする。
 - c 都市景観協議地区図7に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク」は、歩行者の賑わいをもたらすゆとりある幅員の確保や、海への見通しの工夫など、地区を代表する歩行者空間にふさわしいしつらえとする。
 - d 都市景観協議地区図7に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」に設ける案内サインは、馬車道駅や、都市景観協議地区図2に示す「水際線のネットワーク街路」、周辺市街地などを結ぶ、来街者の円滑な回遊を促す質の高い統一感のあるデザインとする。
 - e 都市景観協議地区図2に示す「水際線のネットワーク街路」の舗装、手すり、サイン、ベンチ等は、地区全体の歴史的景観と調和した質の高い統一感のあるデザインとする。
 - f 都市景観協議地区図7に示す「北仲通り北地区補助ネットワーク街路」の位置にある、建築物の水際線沿いの低層部に、小径などを設け、境界性を演出する。
 - g 駐車場への出入口等、歩道を車両が横切る部分については、デッキの設置やその他の方法により、歩行者が安心して通行できる空間とし、街並みや賑わいの連続性を阻害しない工夫をする。
 - h 都市景観協議地区図7に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」及びこれに接続する広場には、ベンチ等を設け、憩い、くつろげる空間とする。
 - i 都市景観協議地区図7に示す「広場」等は、地区にふさわしい個性のあるしつらえとする。
 - j 帝蚕倉庫B号棟、帝蚕倉庫C号棟、帝蚕事務所ビル等に囲まれた位置に設ける広場は、歴史的な雰囲気を感じられるデザインとする。

(イ) 水際線沿いや歩行者ネットワーク沿いに、賑わいが連続する個性的で魅力ある街並みを形成する。

- a 都市景観協議地区図 2 に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の 2 階以下の部分には、商業・業務など都心地区にふさわしい機能を導入し、活気と賑わいのある街並みを形成する。
- b 都市景観協議地区図 2 に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の 1 階の部分には、来街者による賑わいを形成する店舗等を配置し、水際線に人がにじみ出てくる形態意匠とする。
- c 都市景観協議地区図 7 に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク」に面する建築物の 2 階以下の部分に業務・商業など都心地区にふさわしい機能を導入し、賑わいを連続的に創出する形態意匠とする。

(ウ) 水際線にそって、地区の歴史性を尊重した、賑わいと潤いのある中低層の街並み空間を創出する。

- a 都市景観協議地区図 2 に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物は、アルコーブや路地的な立体通路の設置など、概ね水平方向に 30m ごとに分節することにより、凹凸のあるリズムカルな水際景観を創出し、ヒューマンスケールを大切にした歩行者空間を形成する。
- b 都市景観協議地区図 2 に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物のファサードは、垂直方向に以下の三層構成による分節をし、港や歴史をひきたたせる街並みを形成する。
 - (a) 建築物の 1 階の部分は、レンガや石材又はこれらの質感を持つ素材等とガラスを併せた、歴史性を尊重しながらも開放性の高いデザインとする。
 - (b) 最上階付近の階は、壁面位置の一部後退やガラス等の素材を中心とした軽快かつ現代的な意匠への切り替えなど、圧迫感を緩和させるデザインとする。
 - (c) その他の階は、レンガや石材又はこれらの質感をもつ素材を基調としたデザインとする。
- c 都市景観協議地区図 2 に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の頭頂部は、現代的なデザインとし、都市景観協議地区図 7 に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」や「広場」等から屋上設備が見えないよう工夫する。

(エ) 万国橋通り、栄本町線に沿って、関内の歴史を感じさせる街路沿いの連続性ある街並み空間を形成する。

- a 万国橋通りに面する建築物は、概ね高さ 21m の位置で分節化し、旧生糸検査所及び万国橋ビルと連続した街並みの形成を図る。
- b 栄本町線に面する建築物は、高さ 15m から 21m の位置で分節化し、旧生糸検査所や帝蚕事務所と連続した街並みの形成を図る。
- c 栄本町線、万国橋通りに面する建築物において、形態の分節を行った位置より下の部分は、レンガや石材又はこれらの質感を持つ素材を用い、旧生糸検査所や帝蚕事務所、万国橋ビル等との連続的な歴史的な街並みを形成する。
- d 栄本町線、万国橋通りに面する建築物において、形態の分節を行った位置より上の部分は、圧迫感を軽減するため、壁面後退や、ガラス等の軽い素材を用いるなど、低層部とのデザインを切り替える工夫をする。

- e 区画道路に面する建築物は、分節する高さの位置など万国橋通りや栄本町線の街並みとの連続性に配慮したデザインとする。
 - f 区画道路に面する建築物の低層部又は低層棟は、それぞれ栄本町線及び万国橋通りに面する建築物の低層部と連続した街並みの形成に配慮した素材や色彩等とする。
 - g 栄本町線、万国橋通りに面する建築物の低層部又は低層棟の頭頂部は、歴史的な建造物と明確に区分できるようにデザインを切り替え、都市景観協議地区図7に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」や「広場」から、屋上設備が見えないよう工夫する。
- (オ) 都市景観協議地区図3に示す「見通し景観線」は、みなとみらい21地区や港への見通しの確保など、奥行きのある都市景観を形成する。

ウ 魅力と品格のある眺望景観の形成

- (ア) 群としてまとまりのある眺望景観を形成するデザインとする。
- a 高さ45mを超える建築物の部分（超高層部分）は、都市景観協議地区図6に示す「超高層部分建築範囲」内とし、40m以上の適切な隣棟間隔を保った、まとまりのある超高層棟群の眺望景観となるよう工夫する。
 - b 万国橋通り、栄本町線、都市景観協議地区図2に示す「水際線のネットワーク街路」に面する超高層部分には、高さ31m以下の基壇部などを設け、圧迫感の軽減の工夫をする。
 - c 超高層部分の外壁は、次のような色彩、素材等とし、まとまりある眺望景観を形成する。
 - (a) 外壁の基調として、空に溶け込むような明るい黄系や黄赤系、明度7以上かつ彩度1以下の色彩のものや、ガラスの素材を用いて、圧迫感を軽減の工夫をする。
 - (b) 外壁に用いるアクセントカラーは、原則として、黄系又は黄赤系で、明度4以上かつ彩度6以下程度の過度な主張をしない色彩を用い、基調となる色彩にリズムや強弱が生まれるよう工夫する。
- (イ) みなとみらい21地区の「横浜ランドマークタワー」を中心に広がるスカイラインを形成する。
- a 超高層部分はタワー状とし、「北仲通北再開発等促進地区地区計画」の計画図に示す視点場から、4棟の美しい調和を実現するなど、良好な眺望景観を形成する。
 - b 超高層部分の超高層階部分には、港や内陸部など周囲の景観を楽しめるような工夫を行う。
 - c 超高層部分の頭頂部は、屋上設備を遮へいするとともに、外壁の意匠を継承したり、軽快感のあるデザインに切り替えるなどの工夫を行う。

エ エリアマネジメントによる、地区の持続的な魅力づくり

- (ア) 馬車道創造界隈の形成を推進するため、創造界隈産業の活性化に貢献する機能を適切に配置し、地区全体の魅力を創造する。
- (イ) 専門的かつ客観的な意見を取り入れながらエリアマネジメント活動を行うことにより、質の高い業務・商業や、住宅機能等、多様な機能により構成された都心地区にふさわしい魅力づくりと周辺の商店街と一体となった賑わい形成を図る。

オ 自然環境との調和を感じさせる景観の創出

(ア) 自然環境と調和した快適で潤いのある水辺空間を創出する。

a 護岸における豊かな生態系に配慮し、自然石の利用など自然を感じさせる水辺の景観を形成する。

(イ) 緑化による潤いのある街並みを形成する。

a 都市景観協議地区図7に示す「北仲通り北地区歩行者のネットワーク街路」は多様な緑化により、潤いのある歩行者空間を創出する。

b 青空駐車場や立体駐車場、車寄せ空間、駐車場に連絡するランプ等は、都市景観協議地区図7に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク街路」や公園、広場からの良好な景観を阻害しないよう、植栽等の工夫をする。

c 歩行者空間や、都市景観協議地区図7に示す「北仲通り北地区歩行者のネットワーク街路」から望見できる広場、青空駐車場などは、高木緑化などの植栽を取り入れ、潤いのある空間とする。

d 栄本町線及び万国橋通りに面する敷地のうち、当該通りに接する部分の緑化は、既存の街路樹との連続性や歴史的建造物への見通し等の確保、超高層部分による圧迫感の軽減を図れるよう、樹種や緑化位置等を工夫する。

e 区画道路の歩道に面する敷地のうち、当該歩道に接する部分の緑化は、2列に植栽を施すなど緑豊かな空間を創出する。

f 屋上緑化などを積極的に行う。

カ 屋外広告物は、自動車又は都市景観協議地区図3に示す大さん橋の「眺望の視点場」からの眺望景観を阻害しない、落ち着いた広告景観を形成する。

(6) 北仲通り南特定地区

ア ゆとりある歩行者空間や広場の創出により、関内地区と桜木町とのネットワークと賑わいのある街並みを形成する。

イ 関内地区の歴史を伝える歴史的建造物に配慮した街並みを形成する。

ウ 建築物の高層部分は、周辺の環境に配慮し、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

エ 屋外広告物は、自動車又は都市景観協議地区図3に示す大さん橋の「眺望の視点場」から見た景観と調和したものにする。

(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

ア 象の鼻周辺では開港の歴史を象徴した、象の鼻の波止場をシンボルとして、歴史を感じさせるゆとりある広場空間を形成する。

イ 横浜港大さん橋国際客船ターミナルでは船のような揺れの質感を持った外観と調和した港空間を形成する。

ウ 港からの品格のある眺望景観を形成する。

エ 屋外広告物は、都市景観協議地区図3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」から見た景観に調和したものにする。

(8) 海岸通り準特定地区

- ア 特徴のある歴史的建造物が存する特性と港に接する立地を生かし、港町の雰囲気や開港の歴史を感じられる街並み、空間を形成する。
- イ 港からの品格のある眺望景観を形成する。
- ウ 都市景観協議地区図3に示す「見通し景観形成街路」では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- エ 屋外広告物は、都市景観協議地区図3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」から見た景観や海岸通り沿いの景観と調和したものにする。また、都市景観協議地区図3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにし、かつ、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。

(9) 関内中央準特定地区

- ア 馬車道周辺特定地区や日本大通り特定地区といった個性とは異なった独自の個性を育成し、特徴のある街並みを形成する。
- イ 横浜公園や日本大通り特定地区に面しては、これらの街並みに調和した落ち着いた街並みを形成する。
- ウ 港からの品格と魅力のある眺望景観を形成する。
- エ 都市景観協議地区図3に示す「見通し景観形成街路」では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- オ 屋外広告物は、秩序ある街路景観を形成するものにする。また、都市景観協議地区図3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにし、かつ、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。

(10) 吉浜町周辺準特定地区

- ア 山手の丘や堀川の対岸からの魅力と品格のある眺望景観を創出する。
- イ 屋外広告物は、秩序ある街並みを形成するものにする。

(11) 関内西準特定地区

- ア 馬車道周辺特定地区や北仲通り北特定地区、北仲通り南特定地区と融和し、桜木町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出する。
- イ 大岡川や桜木町との関わりを強め、それらとの結節点としての役割を担う地区として、空間を形成する。